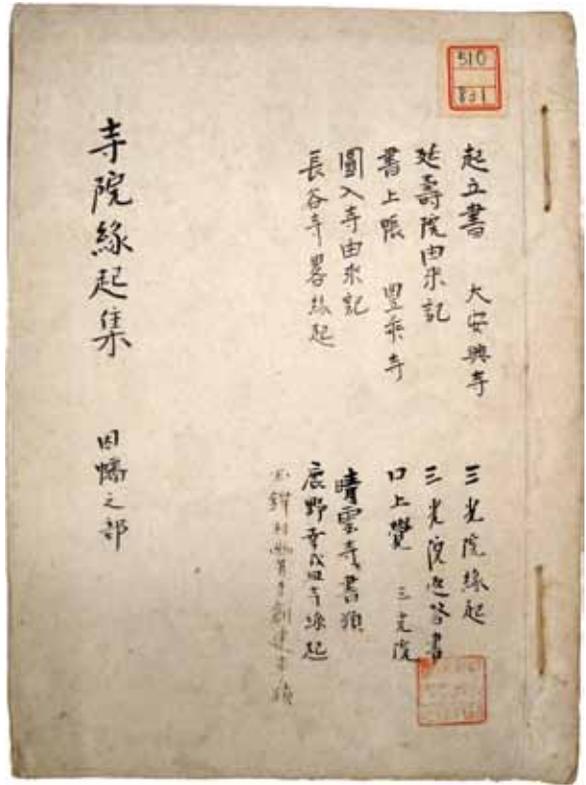


資料紹介

医王山大安興寺起立書

大安興寺旧地の図

神社絵図（国英神社）



凡例

一、本資料は、鳥取県立博物館蔵「寺院縁起集 因幡之部」のなかの「起立書 大安興寺」を翻刻したものである。

一、資料の体裁はつとめて原文の形にしようにしたが、編集の関係で便宜上の割付を行ったものもある。

一、漢字の体裁は原則として常用漢字を用いたが、固有名詞や人名などは旧字体で記載した。

医王山大安興寺起立書

【表紙】

原書八八頭郡大安興寺_ニ在リ

社一号

起立書

醫王山
大安興寺

本寺高野山金剛峯寺本中院谷親王院末法流中院
古義真言宗 醫王山大安興寺
瑠璃光院



一当寺法道仙人開基当国最初之伽藍地 人王三十七
代孝德天皇御宇大化元_乙年月繼而四十三代元明
天皇御宇行基菩薩住山之砌和銅二_己年上表賜
勅号醫王山大安興寺後開基百有余歲之後国司弼宰
相春衡卿院坊興造三院内十六坊舍仏塔経藏諸堂守

護神社等磨士法門興隆累代鎮護国家之御願所爰_ニ
弘仁之頃高祖弘法大師当山留住之砌御真筆之不動
愛染二明王荒神之繪像三幅并真作之小仏像写経之
端等歷代伝来又東北半里斗去而柏谷と申所_ニ而大
師拾樹葉護摩修行其中之樹葉尽成石と今_ニ俗呼而
木葉石と称如此所は日本_ニ三ヶ所之外は無御座由
一ヶ所は佐渡国檀特山同奥州南部釜覆山又当国柏
谷此処は八上郡郷原村山野之内則当寺奥院と申伝
候当山寺領は国司弼宰相之時より讚岐郷被宛行代
々国司之御建立群生化導之淨刹_ニ候処永正十一年
六月十八日武勇鬪諍競起士卒乱入之時火災依之天
文廿一年之頃_ニ至堯淳僧都諸堂再建修營遂其功其
後天正六_{戊寅}八月逆臣武田丹波守寺領讚岐郷押掠
一山焼失七千石之御朱印数代住侶之名実記録等々
紛失此時丈六之本尊薬師仏漸白毫拔取其外絵木仏
像什物等僅々持遁十六坊舍之住侶近村末寺之僧徒
尽離散讚岐用ヶ瀬佐治之郷或ハ八東郡_ニ至迄求所
縁蟄居中_ニ杉本坊采順僧都用ヶ瀬城主磯部兵部太
夫供給被歸依城之山下_ニ一院相構慶長五年迄右住
之処同年磯部城主退転依而上鷹狩村吉祥寺阿弥陀
堂敷地_ニ移住一院造立号杉本坊此時池田備中守殿
之祈願所と相成候爰_ニ而采順僧都寛永元年_子二月
十四日遷化弟子采傳繼跡杉本坊改号善性院と此時
_ニ至迄山内二王門猶存在檜皮破二王尊像朽損之中
_ニ玉眼一隻取納今_ニ伝来寛永十四_{丁丑}年六月五日

【本文】

榮傳入寂宥清相統天正六年一山十六坊離散之後十五坊之僧徒元和寛永之間悉皆入滅天正より寛文之頃迄九十五年之間山上及荒廢候処寛文十二年

興禪院様御代達 御上聞醫王山上古跡再興之儀奉願上一山御赦免被為 仰附此時肝煎衆寺社御奉行吉村清左衛門殿御郡奉行早川與左衛門殿小泉藤五郎殿之時同年七月宥清法印登山ト居之上高野山未寺と相成候上鷹狩村古寺内榮順榮傳二世之石塔有之候当寺中興開基宥清法印初代相立其後代々師弟法系連綿相続住持仕候

一開山法通仙大化元年より今至千三百年

行基菩薩上表賜 勅号和銅二年より今至千百三十六年

中興開基宥清建立寛文十二年より今至百七十七年

三年

本堂

本尊藥師如来 座像一尺七寸中興時作之 後光台座共四尺三寸

脇士日光月光二菩薩 立像各一尺七寸 後光台座共三尺

同十二天将 立像各一尺六寸 日光座共

不動堂

本尊不動明王 立像二尺五寸 燭光座共四尺二寸 行基菩薩一刀三札之作明曆年中依告感西ノ巖洞探索新加修治

脇士金伽羅制多伽 立像各一尺二寸五歩

持仏堂

本尊阿弥陀如来 立像二尺一寸中興時作之 後光座台共三尺七寸
脇士觀音勢至二菩薩 立像各一尺二寸 後光座台共二尺五寸
赤梅檀之釈迦如来 座像一尺八歩

脇士文殊普賢 同

小塔ニ奉安置是ハ弘法大師ヨリ伝來并文殊普賢并像座光先代彫補釈迦獅子ハ往生古相伝 從往古相伝安置舍利塔

仏舍利五粒

丈六之本尊藥師如来白毫一顆 行基菩薩之作

往古山門二王九尺六寸金剛力士之玉眼一隻 同作

香合不動愛染二明王 古作伝來座像各二寸三歩

藥師仏 立像八寸五歩 号柿仏行基之作

愛染明王 淨慶作 石像四寸五歩

藥師仏 銅像五寸二歩 山内より掘出

胎大日如来 座像一尺二寸 安阿弥之作

阿弥陀仏 座像一尺六寸 古杉本坊安置之像

地藏菩薩 立像六寸 弘法大師作

不動尊 座像三寸五歩 古作

弁才天女十五童子等 座像五寸 古作加修補

地藏菩薩 座像二尺二寸 古作

弘法大師 座像一尺二寸 中興宥清作

觀音 同立像 同十一面阿弥陀 同不動 同地藏 同

同毘沙門天帝釈 同

大般若本尊十六善神繪像 弘法大師御師唐惠累和 尚筆

不動明王 愛染明王 荒神 繪像三幅 弘法大師真筆

五大尊 繪像五幅 鳥羽僧正範後師筆

弘法大師真筆 寫經之端二紙 法花經第四卷二軸

十一面觀音 立像三尺
後光台座共五尺八寸
有臺之時安置

穴地藏尊 石像七尺
二寸
中道阪上之嚴穴
之内往古ヨリ
鎮座

二重宝塔 台座二尺四方
高三尺八寸

右之外古堂舎之跡ヨリ掘出仏具并中興已來繪木仏

像聖教什物等御座候

興禪院様御位牌一基

二代宍山之時本尊厨子中ニ
奉安置
元文四巳未年

天祥院様御寄附唐織藤花形之折敷

取執附者用人
岩越運五郎

同御自筆扇面 年月不知

享保十五年七月廿五日 天祥院様御參詣御定日被

仰出前日ヨリ寺社御奉公山田弥兵衛殿御詰

本堂 縦六間横五間二重屋根上ハ草葺下ハ瓦葺

不動堂

三間四間
屋根茅葺

鐘樓堂 縦三間横三間瓦葺
龍頭ヨリ下三尺四寸五
釣鐘 歩口指渡二尺五寸

鐘銘文並序有之候

山王社 二尺二寸
四方

荒神社 二尺一寸
四方

鎮守

愛宕社 二尺三寸
四方

稻荷社 一尺二寸
四方

持仏堂

縦三間横二間半
瓦葺

飯鐘

龍頭ヨリ下一尺七寸口指渡二尺二寸
寛延四季八月三日四代宍時

廻廊

本堂ヨリ不動堂ノ間
縦六間横一間

同

不動堂ヨリ客殿ノ間
縦二間半横間中

客殿

縦五間半横五間
茅瓦葺

庫裏

縦九間一尺横四間
茅葺

土蔵

縦三間横二間

木部屋物置所

縦十間全横一間
半

一当山境内上醫王谷下醫王谷限山内東西谷奥_江五丁

南北横四丁

一堂敷地縦廿五間横十八間

一寺敷地縦三十九間横十間

一上下醫王谷兩道 古道坂五町六間 下坂道中道坂

四丁十六間古道坂中二王門之跡築石迄今御座候

下ハ往古之鎮守山王之社寺零落之俛_ニ畠_ト相成候

山内御制札御文言

一当寺山林ニおゐて猥ニ竹木を剪採又ハ下苜すへか

らす并殺生堅被禁止訖不可有違失者也

元禄五年酉五月日

山田佐助

宝永七年五月日

森官右衛門

寛延元_辰年十二月日

羽原兵左衛門

明和四_亥年十二月日

吉田 平馬

寛政二_戌年十月日

石川傳左衛門

寛政六_卯年五月日

吉田十左衛門

享和三_亥年三月日

隱岐久右衛門

文化五_辰年三月日

上山六之丞

文化十_酉年十月日

天野五郎右衛門

文政四_巳年十月日

伊田和十郎

御制札御書替御渡被為下候節智頭八上兩郡_江兩御

役所より御添書之趣御制札御書替ニ付先規被仰付候

通山内制札有之上は猥ニ無之様末々迄急度可申渡

旨御書状被為下候右御制札建候処は上醫王谷ハ谷

口より二丁半ニ王屋敷より一丁山之尾崎横手道之上ニ

立置候下坂ハ谷口鎮守屋敷より二丁七曲上之山横手

道之上ニ相立候

一当寺山林大都松并杉檜其他雜木之中ニ所々竹相生

候

一寛文十二年一山蒙 御赦免中興再建之節御銀拝借
 之上院造立任御札申上 天祥院様御代替改御年
 頭御札御目見被 御附候

一享保二^西正月八日御年頭御札被為請候節登城仕候

処御安産之御祈祷相動候様蒙 御意謹而御請申上
 同十一日より十三日迄御祈祷修行仕其節 御代参并
 村縫殿殿寺社御奉公森官右衛門殿御詰御祈祷結願

之上御定^ニ而有之間御闈取候様縫殿殿より被 仰聞

則本尊室前御闈取候所若君様御誕生之御闈上其趣
 言上仕十五日登城之上御札供物等奉差上 御機嫌

能思召被 仰渡其上追而者御祈願所^ニ可被 仰附

之旨蒙 仰候同二月十三日 若君様御誕生同三月
 朔日若殿様御祈願被 仰附御代参并村縫殿殿御詰

結願之上御札供物等奉差上候

一享保十三^戊年六月廿三日寺社御奉行山田弥兵衛
 殿より被仰渡之趣正五九月十二日永代御祈願所^ニ被

仰附旨蒙 御意謹而御請申上則九月十二日初而御
 祈願修行仕候御代参毛利文治郎殿寺社御奉公山田

弥兵衛殿御詰同城内御祈禱正五九月十九日出動可
 仕様被 仰渡山御祈願之御札供物等御城内御祈

禱之節奉差上御目見被 仰附候

一享保十四^西年正月十二日若殿様御祈祷別而御札差
 上候様被仰附御代参^并御下役人竹井重四郎殿右永

々御祈禱所^ニ被 仰附候最初之御祈禱開白^ニ御座

候

一享保二^西正月御祈禱之節銀二十枚御備同三月若殿
 様御祈禱之節銀五枚御備同十五年より永代正五九月
 祈禱料銀三枚御差紙被 仰附毎年十二月御渡被為

下^并御城内御祈禱御布施銀廿一匁三分恒例之通頂
 戴寺納仕候先代宥惠時永々御祈禱所^ニ被仰附候砌

寺領奉願上候処進而者三徳山並其品可被 仰附由
 蒙 仰難有奉存至其時奉待候

一宝永四年本堂為修造御西国廻村奉願上御聞届之上
 相對勸化仕享保十九年寅四月十八日諸堂為修覆万

人講於山内闈開御赦免被為成下則興行仕候
 一当寺本尊中興已未十三年限開扉自坊之外御府内^ニ

テモ開帳修行仕候処天明寛政之頃より不拘年限御願
 達之節被仰附候

一蝶御紋御幕同御挑燈享保十三^申年御祈禱所^ニ被仰
 附候已来蒙御免用來候

一葵蝶打交御紋附御幕之事先年羽原兵左衛門殿御奉
 行之時御免被仰附用來候天明九^西年從御役所御尋

^ニ附先住代^ニ書附指上置候
 一当寺下阪御制札場より当寺御免地山林境迄凡三丁余

之所八上郡釜口村傍示之内野山^ハ雪中^ニ而通行
 不自在^ニ而難儀仕候^ニ付寛政十二^甲年正月当寺宥

淨代釜口村中及相談御山奉行^并御都役衆中御見分
 之上石下阪横手之上四間道並木相育候尤村方より当

寺^江書附指越当寺より毛村方へ書附遣置候

一当寺山林境内地中御赦免地外^二寺領^ト中^ハ無御座候尤檀家より寄附之祠堂料田畠山林少々御座得共名代之者相附候而御年貢上納仕候^二附爰^二書上不仕候

付箋

右從往古柏葉山安置之尊像当时堂破損^二付同村甚十郎卜申者方へ子細御座候而預り奉安置候

一山内古寺坊号

花藏院 金剛院 成就院 来迎院
杉本坊 梅本坊 松本坊 櫻本坊
明月坊 藤井坊 瀧本坊 山本坊
天正六年八月明月坊八上郡金口村土井江隱通此時古仏二体奉貞載同所江安置候処唯今ハ修驗家満昌院方へ展転安置候

一乘坊 圓乗坊 新坊 地藏院
天正六年八月一乘坊八上郡讚岐村江至蛭居其時葉師仏二体奉貞載同所之祠堂江今現^二御座候
一古未寺号

大應寺 八上郡和波村 天福山 智頭郡小田村
吉祥寺 同郡上鷹狩村 地福寺
深廣寺 同郡下鷹狩村 大興寺 同郡小田村
圓乗寺 同郡美成村 福興寺 同郡赤波村
仙林寺 八上郡釜口村之内
柏葉山 同郡村山地之内

一山名兵部太輔豊張之石塔山内^二有之候
荒神社 二尺四方上鷹狩村吉祥寺古屋敷築石之内東北之角^二鎮座^二当寺持
右敷地凡十五間四方御座候東ハ往還北ハ上下鷹狩

村境道西ハ村中ノ往来道南ハ村方所持之畠^二而有之候右屋敷ハ東北二方ハ築石垣^二而東方十五間北方十四間余豎高六尺横之広根道八尺高六尺程^二築留石垣^二而御座候右築石垣之儀古先住杉本坊榮傳之時興禪院様從江戶御帰国被遊候節榮傳庭^江出拜見仕居候処殿様御覽被成折節曇天故御帰城迄^二雨降不降歟尋申様御側衆^江被仰附則御意之趣榮傳^江御尋被成候時暫相考御道中無御障候得ハ御帰城迄雨降不申卜申上則無御障御帰城迄雨降不申御入城之上及大雨候由殿様御意^二而何成共所望之儀申上候様被仰附右屋敷東北二方人之往来喧敷^二附圍之儀奉願候処願之通被仰附築石垣結構^二被成下候由来如此御座候

一檀家所村堂社

地藏堂 一間半四方 智頭郡小田村持 觀音堂 二間四面 同郡赤波村持
本尊地藏尊立像一尺 座像一尺九寸二步 不動尊 立像二尺三寸八步 毘沙門天 同二尺三寸 座像九寸

愛宕社 二天四方 社地同村山之内

大日堂 二間四面 同郡杉森村持
本尊大日如来 座像六寸四步

藥師堂 一間四面 同郡美成村持
藥師仏 座像八寸 弘法大師石造 同二尺五寸
觀世音 同六寸 弘法大師 同六寸 立像一步
觀音堂 横一間半 竪一間四尺五寸
毘沙門堂 二間四面 同郡美成村持
毘沙門 立像二尺二寸
大師堂 一間四面

本尊観世音
座像一尺
弘法大師
同一尺
弘法大志古作
座像一尺三寸
同郡金口村持

八上郡和波村持

付箋

右従往古柏葉山安置之尊像当時室破損ニ附
同村甚重郎ト申者方ヘ子細御座候而預リ
奉安置候

一 当寺中興初代宥清

二代宥山

三代宥盛

四代宥範

五代宥元

六代宥峯

七代宥淨

八代宥翁

九代宥妙現住

拙僧儀当寺七世先住宥淨弟子^二候所十六才之時文政元年寅九月法縁東光寺^江罷越住職仕天保元年迄在住同年当寺先住法兄宥翁病氣^二付隠居奉願候上遷化仕法脈之者無御座^二付拙僧移転歸住之儀奉願

上法系相続仕両寺之内今年迄廿七年依冥加無難寺

役相勤罷在候

一 上下両阪口寺山号標石

一尺一寸四方高七尺二寸
明和六^三年八月日
五代宥元時修造之

右之通依日記奉書上当時在現之趣如此御座候以上

智頭郡下鷹狩村

天保十五^甲_辰年

大安興寺

八月日

尾田重郎右衛門殿

【付記】

本資料集は、鳥取県立博物館鳥取藩政資料のなかにあるもので、「寺院縁起集」は「因幡之部」一冊とそのほかに「伯耆之部」一冊に分かれている。だが、藩内全体を網羅したものではなく、部分的な記載にとどまっている。それぞれの縁起の表紙部分に「社一号」「社二号」「社十三号」と記載があり、さらに三光院のところには「島根県管下因幡国気多郡鹿野村字上町南側」と表記されているところから判断して、島根県時代（明治九年〜同十四年）の社寺調査のなかで収集・書写したものを、後の藩史編纂のときにまとめ直したものと推測している。

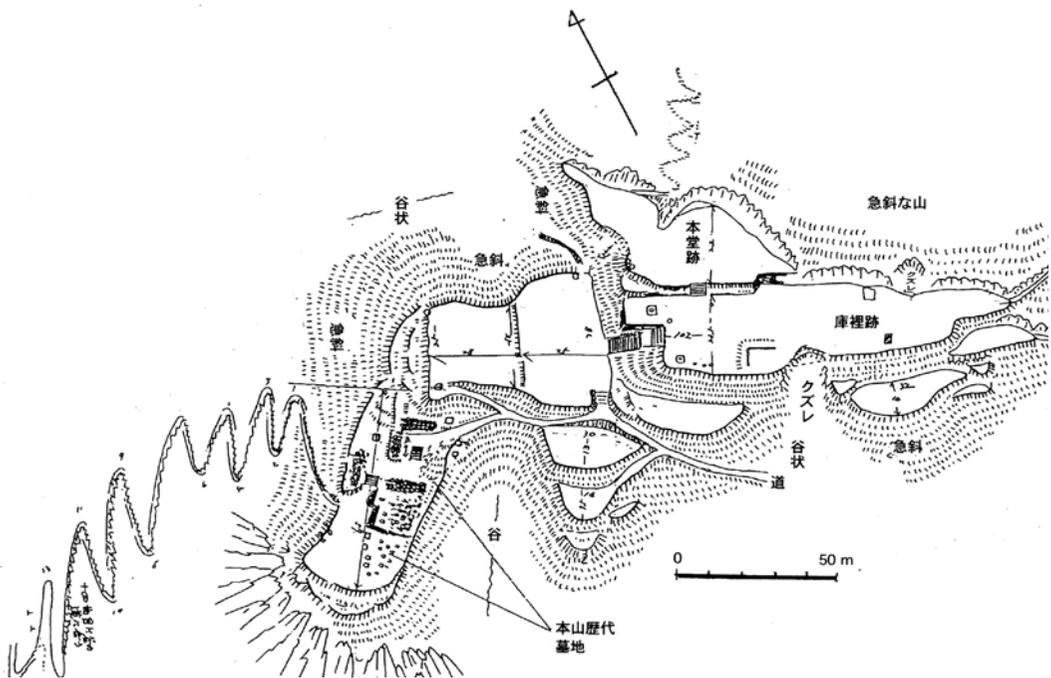
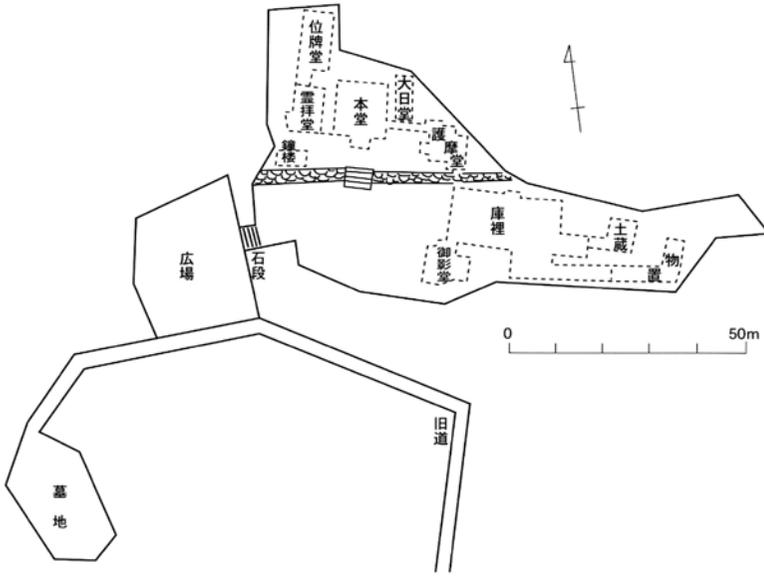
さて、大安興寺の「起立書」を翻刻したのは、無駄安留記の時代でできるだけ近いものを収集したからである。今回は、貴重な寺院が数多く登場したのだが、当該期に近い資料が少なかったこともあり、鳥取県立博物館の担当者とも相談しつつ掲載するにふさわしい資料を選定した。

無駄安留記に「往古ハ大伽藍なりし」とあるが、この由緒書をみれば十分うなずけるところである。本文中には由緒と寺宝等が記載され、無駄安留記に出てくる「仁王の眼玉」が出てくるあたりが注目するところであろう。今後の寺院史研究の一助になることを期待している。

(岸本寛)

大安興寺旧地の図 鳥取市用瀬支所蔵

大安興寺内図は、今回の調査で見つけることが出来なかったが、『広報もちがせ』四〇七号・四〇八号（二〇〇〇年）の「大安興寺旧地」という境内図を参照することができた（『統用瀬町誌』再録）。本報告とあわせて見ていただければ大安興寺の往時を垣間見ることが出来るだろう。



神社絵図（国英神社） 鳥取県立公文書館蔵

国英神社の絵図は、鳥取県立公文書館の「神社絵図の世界」展で展示されていた新史料である。鳥取県内の神社（五十四社分）の神社絵図が鳥取市青谷町の個人宅から発見され、鳥取県立公文書館に寄贈されたことを契機に展示されたものである（展示解説）。明治八年（一八七五）ごろに作成されたと推定されているので、無駄安留記の作成時期と重なるものである。いわばこの絵を描いた人物も、同じ片山八幡宮（国英神社）を見ていたことになる。興味深いのは、無駄安留記の絵には描かれていないイチヨウの木が描かれていること、無駄安留記に描かれている建造物が描かれていないことである。また、双方共通してしっかりと描いているのが桜の木である。じっくりと見比べていただければ、いろいろな発見が期待できる。

